

## 赦免流人送還警固について

進士慶幹

弘化四年正月二十一日、老岐(長崎県)、武生水(むしよづ)の日高八十右衛門は、平戸の立石奎兵衛差立になる御用書状を受けとった。それには、この節御赦免の流人を大坂に送るその警固を八十右衛門に仰付けられたこと、委細は平戸の勘定奉行衆と承合わせて勤務すべきことが簡潔に記されていた。正月十四日附であり、平戸の勘定場が、村次・刻付で送達することを、老岐に着津してから武生水までの村々の庄屋に命じた配符が付されていた。

八十右衛門の手記はここから始まっている。それは、これから半年、七月上旬に役目が完了するまでの大体を記録して一本にまとめたものである。のち嘉永二年に、それを吉野光胤が書写した。その写本一冊を、過日、古書肆浅倉屋の斡旋で手にすることができた。半紙四折(縦四寸五分・横六寸五分)、本文四十丁。表紙に「御赦免流人警固相勤候日記控」とある。

日高・立石・吉野の三氏は、いづれも老岐の旧家である。光胤の祖は老岐を出て箱崎八幡宮の社家になっている。また、八十右衛門(重英)・奎兵衛(久兼)をはじめ、この記録のなかに出て来る松浦家の家中の誰彼については、その詳細を調べる暇を持たなかったもので、半解を示して誤を残すのを避け、後日の精査に委ねることとした。

流人の送致については、「翁草」(卷二一七)に拠る森鷗外の「高瀬舟」をはじめ、「井上正鉄翁在島記」(「古事類苑」法律部三十五所収)などで知られており、また、幕府の赦については「徳川禁令考後聚」(第六帙)、あるいは新版の「徳川禁令考」(別巻)所収の『赦律』などによって知ることができる。しかし、赦を申し渡されて、帰国を願った流人の江戸・大坂への送還事務、あるいはそれを担当する関係諸役人の動きについては、ほとんど知られていない。

この八十右衛門の記録は、そうしたことの隅を示してくれる貴重な資料といえることができる。

## 二

八十右衛門は松浦家の家中である。松浦家は老岐と五島の小値賀・野崎・宇久の三島をも領分とする。そこはまた、大坂町奉行管轄の遠島箇所のうちに含まれていた。

このときの赦は、「將軍宣下・御転任・日光参詣、大納言様御元服・官位」の御祝儀としてのものであるから、両山(寛永寺・増上寺)法事の御帳の赦よりは、もうひとつ大がかりなものである。これらについては、『赦律』に詳しいし、その前には、新井白石が「折たく柴の記」(宮崎道生「定本折たく柴の記釈義」〔至文堂〕に註解あり)で論じている。

ここでいう「將軍宣下・御転任」は天保八年九月二日の、「日光御参詣」は天保十四年四月における、第十二代將軍家慶のそれであり、「大納言様御元服・官位」は、それよりもさかのぼる文政十一年四月四日における若君(のちの第十三代將軍家定)のそれである。文政十一年・天保八年・同十四年の將軍家慶事をひとまとめとしての赦なのであろうか。この時期における將軍宣下その他の將軍家慶事の赦が、どのように執行されていたかは、先格を重んずる当時として興味ある問題であるが、それは他の機会に譲るとしよう。

### 三

八十右衛門は左兵衛の書状を受取ったその日付で、請状を出している。両者の立場を示す手がかりである。

さて、送還流人警固役を仰付けられた八十右衛門は、平戸に赴いて勘定奉行の指示を受ける前に、地元の郡代である志佐岡右衛門にその旨を申し入れたところ、すでに松浦家より連絡があったもののように、同役の佐々三五右衛門宛の「流人の人数調書入書簡」一通を渡された。これは、八十右衛門が平戸よりの書状を受けてから九日のちの、正月二十四日のことである。そして、同じ日、城代の山本甚左衛門の館におもむいて同様の報告をし、指示を仰いでいる。

二月三日、八十右衛門は郷之浦を出船したが、逆風のため、渡良浦(わたらうら)に避難して船泊り。五日に同浦を出て、その日の七時半に(十七時か)平戸に着船。翌六日の早朝に、支配頭衆に参着を報告したところ、すべて勘定奉行衆の指示を受けるように申し聞けられた。五日の夜は船で泊ったのかどうか、その記述はない。

その足で登城した八十右衛門は、御坊主を経て当番の勘定奉行出羽四方佐に会い、勘定場に出頭して指示を仰ぐように申し渡された。勘定場の玄関を上ったところの部屋に刀掛に刀を預け、勘定や勘定聞役

方、大部屋詰中小性徒士の詰める部屋を抜けるとき一礼し、さらに、物書・裏判役・当番勘定のならば部屋を通って、奉行書役二人の占める部屋に入り、当番(一人)・非番(四人)の奉行が列座する部屋の敷居際まで進み、「対談」をおこなった。勘役向きについては、それぞれ手配済みのことなれば、詳細は当番の奉行、市山恒八より承わるべき旨を申し聞けられ、委細承知仕る旨を申し述べて引取ったという。こうした形式的なことが行われるのが、この時代の常であらうし、それがまた一つの格式として、本人にとっては名譽なことと感ぜられるのであろう。

### 四

こうした経験のある牧山武兵衛をたずねた八十右衛門は、その「日記」などの借用を求めたが、紛失したといわれ、せめてはということでは体験談を聞き、このたびの御役遂行について必要な、諸役所より受取るべき物品の数々についての知識を得た。しかし、そのために、前例にのっとった書式ではなく、耳にしたところの「自分の心得」で受取書などをものしなればならなかったと記している。牧山武兵衛の日記紛失を聞いた八十右衛門はさぞ落胆したことであらう。その紛失が事実であるのかどうか、押して問いただす訣にもいかなかったであらうから。

#### 「鎗印

右者此節御赦免流人警固被仰付、初而大坂へ被差越候ニ付、慥ニ受取申候也、

未二月六日

日高八十右衛門印

という受取手形(半紙緊紙)を、武具方役人(中小性)に差出し、「代料ナシ、手形計出し、御渡相成事」と、まずそのひとつを済ませた。このことについて、八十右衛門は、「自分昇進被仰付、初之旅行ニ付」

と記している。「昇進」——鎗を立てる(武具方より借用のものであっても)ことは、五石の切米と十俵の合力米の身上の日高一族として、その御用がどのように面倒なことにせよ、晴なことであったのだろう。

二月八日は奉行衆(六人〔前日は一人缺勤か〕)への廻礼ですごした。

二月十四日からは、「渡物」(わたしもの)と「連人」(つれびと)

との受取・確認事務に入る。御役を仰付けられて、そのすべてを自費で賄うだけの力はない。主家から経費を支給されて自分の勤めを果すのである。受取ったままさまざまなものすべては、大坂の屋敷において、あるいは平戸にもどって来てからの勘定となる。品目により、平戸役所と大坂役所との相殺勘定になるのである。

○御金方肝頭役(身分は馬廻)より、金三兩三分、丁銀六匁二分五厘、

この数字の高下を俄かに判断できないが、平戸を船出して大坂に着くまでの費用の徒士組(五両)と足輕(二兩二分)との間を示すもの(「平戸藩法令集成」中巻第三十八)であるし、大坂から平戸に帰任する馬廻役の定渡物(同上第三十三)にも相当する。八十右衛門が、先に「昇進」を仰付けられて初の旅行とされているのは、こうしたところにも窺えよう。そして、

○大納戸(身分は中小性)より、中折五帖、半紙五帖、墨一丁、筆一對、

○折原久之丞より、両掛一荷(木綿桐油覆錠共)、桐油四ツ(内一ツ青若党合羽、内三ツ人足雨合羽)

を受取っている。

このあと、赦免帰国流人を岩崎島から出船させるまでに、八十右衛門は次の品々をそれぞれの役所から受取っている。

○大納戸より 箱提灯 三張、

○作事方より 高張(竿共) 二ツ、

○小渡蔵元役より 平戸滞溜扶持米(五日より二十八日〔岩崎出船

予定日〕まで二十四日分、一日に六合半)、

○国留善太夫・川上九郎右衛門より 銀(価格の記載なし)〔算出日数は前条に同じ。わざと、数字を記さないのは、後日を考慮してのことであろうか〕

年齢のほどは分からないが、八十右衛門は跡取息子(正三郎)に、この機会を利用して大坂を見せたいというのか、あるいは、自分の供(若党ではないが)の人数に加えられるからかは分らないが、「連人高」のうちに加える願書も提出している(宛先 宮崎一八)。翌十五日に、この願いは聞届けられた。

若党の下は人足である。これは作事方から二人が提供されるが、そのうちの一人を「相対者」として召連れたいと作事方に願って、これも許されている。八十右衛門とどういふ関係の人が人足の一人として、官費旅行で大坂見物の機会をつかんだのかは記されていない。

## 五

八十右衛門の知らされたところによると、このたび護送の御赦免流人は十二人である(後述)。その頭数に対し、勘定役の方では非常の手当として金三両を支給するという。それは「例ニ外レ」た金額(牧山武兵衛から聞くことがあったのであろう)であったので、「論談」に及んだ。非常の際に、下関ならば伊東李之丞が御用立してくるだろうが、そのほかのところでは現金がなければ困る旨を述べ、金五両の御手当に話がきまり、「得心」して退出したという。

流人を大坂に送還するのは、印通寺浦にかかっている宝寿丸という舟である。下荷物として、千俵ほどの米を積み込む筈だという。二月二十六日に平戸を離れようとして登城し、「御調」を仰付けられるよう、また御用向きについての指示(「御弁」と記している)をいただきたいと、奉行の渋谷八十八に申し述べたところ、暫く待たされたのち、

翌二十七日に「御謁」の段取となった。

その二十七日朝、登城した八十右衛門は、役人部屋に赴き、奉行の出測四方佐に挨拶ののち、御坊主を通して御用人衆へも登城の旨を申し入れたところ、年寄方物書の田中熊平が出て来たので、今日の御謁の着座の次第も不案内の由を云い、とりなし方を頼んだ。同人の案内で御用部屋に入り、豊田隼人助に御謁をたまわった。

豊田からは「此度流人為警固御苦勞、随分無滞」と言葉がかかり、八十右衛門は「此節流人警固を被仰付、明日乗舟仕候」と申し上げるその「気合」(きっかけ)で御辞宜をしたと記している。

御用部屋を下った八十右衛門は、役人部屋で、「船中用法書」を入れた箱、江戸・大坂・宍岐への御用状、張文箱一ツを受取った。添状は封をしてあるので、内容は分らないが、江戸へのそれは、国家老の松浦権之助・熊沢半左衛門から松野太郎右衛門(家老)に宛たもので、大坂で流人の引渡しを済んでから、飛脚を差立てて送るようになっている。大坂宛のは上述の二人から留守居奉行沢村彌三兵衛・勘定役日高治左衛門に宛てた書状、宍岐へのは、同じ二人から城代山本甚左衛門宛のものであった。そして、江戸の御用人衆の名前を書き連ねた封書一通。これは公儀への御届書が入っていると聞かされた。それを張文箱に入れるのである。

六

「船中用法書」は、竪一尺二寸、横三寸、深さ一寸六分の杉の木箱に収められている。その本文は次の如くである。

一 今度就 御赦免流人大坂江此節被指越候、船中不及申、諸事常之乗人之通いたし、万端心を附、龜末之義無之様取計可申事、

附、荒乗・夜走仕間鋪事、

一 乗候流人江御赦免ニ付被送越候儀候得者、猶又船中諸事穩便、

少茂如何之儀無之様相慎可申旨申聞候事、  
一 於船中風波之節敷、又者無拋義ニ而陸江揚候者、警固承届、其節之任時宜、足輕添、可為致揚陸事、

一 病氣者之候者、心ヲ附、其所之役人江申断、医薬相用、相果候者、舟繫之場所ニテ取置可申候、尤流人病死之節、從此方所之役人江指出候書附之案并所之名主る請取候証文之案、且亦死人取置候寺る請取候証文案之通、何茂取計可申事、

一 乗船之砌る大坂上着、町御奉行所江引渡候日迄、朝夕輕賄可申事、

一 大坂参着早速此方御屋鋪江通達、指図無之内、無拋訳者之揚陸之義相願候共、曾テ陸江揚申間鋪事、

右之趣相心得、此外不意之義茂候者、時宜ニ応し取計可申候、以上、

未二月

右の文中にある証文案も、次の如く示された。

覚

一 今度流人死骸取置候ニ付、其着衣類何色、道具何色、為菩提被遣、請取申候、

一 為施物鳥目被下、是亦致請納候、以上、

年月月日

宛所

証文

何国何浦

寺号判

從京都宍岐國へ被指越置流人御赦免ニ付、今度大坂江被指送候処、船中ニ而致病死候付、死骸此処江御揚、相果候様子、具被仰聞候通相違無之候、死骸之躰茂左様相見候ニ付、則此所御與申寺

江土葬仕候、死人ニ者、何色之物着せ取置申候実正也、仍而如件、

何国何浦名主

誰判

同浦年寄

誰判

年号月日

同浦何宗

何寺判

宛所

覚

何国何村

何者

右老岐国流罪就 御赦免、大坂江着送候処、此節於船中致病死候、依之御領内何与申所ニ御役人衆江取置之義申達、何宗何寺被着出、則取埋申候、尤对 公義別条無御座候、以上、

年号月日

松浦老岐守家来

何某印

となた様御用

何ノ何某殿

以上のほかに、赦免流人送還の差図書がある。松浦家月番の用人より勘定奉行に宛てたものである。

一將軍 宣下、御転任、日光 御参詣、大納言様御元服御官位為御祝儀、老岐国流人之内御赦免別紙之通大坂江被差送候ニ付、警固日高八十右衛門被仰付、小頭二人、足輕拾二人被差越候、於老岐国相揃候上、直ニ出船、船中用法書之通相心得、諸事入念候様、尤大坂着船之上、沢村彌三兵衛方江申達、同人任

差図書候様ニ可被申聞候、

一此節被指越候小頭・足輕心得ニ相成候義者万端於老岐国郡代与得与申含有之候様可申越候、

右之通可被取計候、諸事御先格之通、無間違様、郡代方江可被申越候、

二月

月 番

勘定奉行中

本書は八十右衛門が老岐に持参し、郡代衆に見せてのち、再び受取り、大坂に上下して、平戸に帰任の折に返却することになっていた。次の「流人人数書」も同じである。

七

赦免になる流人は次の十二人である。

文政九戌四月大坂より来候流人

深江村預

無宿佐兵衛事

甚 平

文政十三寅八月大坂より来候流人

住吉村預

無宿横□屋の

善 吉

文政四巳五月大坂より来候流人

箱崎村預

撰州吸田村

勘助弟

助

天保五年九月大坂より来候流人

湯岳村預

無宿さん切

勝次郎

|                |                         |     |
|----------------|-------------------------|-----|
| 天保九戌閏四月大坂る来候流人 | 諸吉村預<br>牧方の             | 安治郎 |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流人 | 箱崎村預<br>無宿阿波の           | 新蔵  |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流入 | 諸吉村預<br>無宿京ノ            | 友吉  |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流入 | 布気村預<br>無宿阿波の           | 佐蔵  |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流人 | 本宮村預<br>西ノ宮             | 治三郎 |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流人 | 新城村預<br>無宿こぶの           | 寅吉  |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流人 | 国分村預<br>無宿黒の            | 岩吉  |
| 天保九戌閏四月大坂る来候流人 | 渡良村預<br>攝州吹田村<br>与右衛門下人 | 羊助  |

以上見るように、遠島になって長い者で二十七年目、短い者で十年目で赦を受けている(『赦律』では二十九年が基準となっている)。

寛政十年改めの老岐人別帳によると、流人の総数は四十五人であり、うち京都者三十七人、長崎者八人といひ、男四十一人、女四人と数えられている(後藤正足著「老岐郷土史」)。その大体を察することができよう。

赦を申渡された流人は請証文を提出するのであるが、大坂町奉行から送付されて来た雛形に拠って平戸の勘定場ですでに作ってあった。八十右衛門はそれを老岐に持参し、郡代佐々三五右衛門に差出すと、郡代の方で流人たちから調判をとり、平戸に返送する。平戸からさらに大坂に送られる仕組になっていた。

八

八十右衛門は、二月二十九日の午前八時ごろ平戸を出船(印通寺浦の宝寿丸)し、正午ごろに郷之浦に着いた。翌三月一日、帰着の御届をなし、山本甚左衛門宛の御用状を提出した。そして、郡代と対談、「流人調判帳」を渡した。

流人警固の人足は、平戸の御作事方人足が老岐に派遣されて来る。三月十二日に到着だといふので、その日から出船までの扶持米を用意した。一人あたり六合五勺であるが、船に乗ってからは七合となる。

さて、三月十六日には、赦免申渡しの日時や場所がきまった。それは三月三十日の午前八時ごろに武生水村の庄屋宅で行われ、それがすむとすぐさま八十右衛門に引渡されるのであるから、それまでに一切の準備を調べて置かなくてはならない。それらのうち、主な携行品を次に掲げてみよう。これは先例の控があったのを平戸に送り、調べを入れてもらった書付によるものである。

- 1 三ツ道具(突棒・刺叉・袖搦) 郡方る相渡

- 2 三ツ星<sup>しほん</sup>四半一本 竿共(三星は松浦家の船印でもあった)
- 3 警固土敷薄縁<sup>きこどし</sup> 三枚(文政十年の例では疊三枚であったが、今度から薄縁になり、これが先例になるという。八十右衛門は「此義外旅行トハ違、殊ニハ昼夜座臥いたす事別段ニ付、重テ勤仕心得可有事ナリ、押テ其訳御願申上候得ハ、御渡(疊を)相成事必定ナリ」と註している。警固土と「土」がつくところが、八十右衛門にとっては名譽なのであった。)
- 4 小頭二人敷薄縁 七嶋<sup>しちじま</sup>二重合(今日の琉球蘭、それを二枚合わせる)但、一人一枚
- 5 警固土連人并足輕十二人、流人十二人 七嶋の一重、一人一枚
- 6 油皿 三ツ 下皿あり
- 7 拾六丁蠟 五丁
- 8 鯨油 三升
- 9 油德利 三
- 10 流人円椀 十二人前 弘化四年先例之由ニテ平付、是ハ先年御臺例ハ賄方入之節ノ例歟、以来是ニ及間鋪キ事也、尤流人モ流人ニヨリ、以前参居之京都加茂ノ神主梅辻備後守杯ノ様成人ハ御賄モ可被下事也、
- 11 春慶膳 十二人前 是モ案ニ本膳足高ニ及不申也、以来ハ鹿末ノ品ニテ可也、
- 12 白箸 一袋
- 13 付木 十把
- 14 燈心 十把
- 15 御祝儀として被下鳥目包出来用水引 此御祝儀品々色物方ニテ下代ガ出来ノ由、
- 16 鯛 一枚 右同断  
小頭二人、舟中遣并流人ハ被下御祝儀出来用、中折五帖

- 半紙五帖 墨一丁 筆一本 右小頭ハ受取候由、右前江記  
ス品者文政十亥年ハ小頭夫之請取之而船頭ハ相渡之由ニ候  
得共、此度ハ色物方直ニ舟頭渡ニ成、
- 17 流人舟中菜銭 一日一人前(銀) 三分<sup>ぶん</sup>ツ、(これは当時の諸職人の一日の手間賃銀二匁七分の<sup>ま</sup>に相当し、錢で約二十文〔今日の<sup>ぼ</sup>百匁〕に相当する)
  - 18 流人舟中扶持 一日一人前老升(送還役人は七合)宛 都而船頭渡、
- これらのほかに、赦免流人が持帰る各自の品々がある。それをも前以て調査し、記帳して置かなければならない。程村紙を用いるが、なければ中折紙のような粗末なものでもよいという。帳仕立てで、「御赦免流人雑物帳」と表紙に書く。雑物の多くは櫃・呎・小籠などに入れているが、その内容物品の一つ一つではなく、容器別の箇数を記し、何某雑物とめて、次に移っている。雑物のない流人もあったよう、そうした場合は、名前を列記して「右之者者雑物無之」として置く。
- また、武生水から印通寺浦まで、行列を作って歩行するため、通過村々の庄屋宛に、乗馬一疋(警固土ハ八十右衛門用)と村夫二十五人の用意を先触れして置く。村夫のうち三人は脇差をさし、手廻支度である。その先触のなかに、「味噌樽 一」という記載がある。一行全体のためのものか、八十右衛門用のものなのかは分らない。
- そして、身なりをととのえて、準備が終る。それについては、  
着服ノ事、此旅行道中ノ服、大体雖極ト、時着物ニ一重羽織、踏込着用ニテ黒足袋履。若党、小紋羽織、股引。随者之員数ハ若党一人、鎗・草履上下四人也。皆看板等ノ用意也。尤於平戸御作事方ハ飯(借)入テ宜也。於大坂者箸(笠カ)一人増也。
- と記している。平戸の作事方から借用するというのは「随者」の看板(足輕のそれは花色絹、三星紋白抜であり、中間のそれは柿木綿に松字紋白

扱である)のことが。

九

武生水の庄屋宅の白洲に十二人の免赦婦国流人が横一列に坐り、それぞれうしろに平戸の作事方差廻しの人足がつく。二人の小頭は、毘沙門裁着に「松文字」の絹羽織でその左端に控える。流人から見、その先頭の(右端)者の正面の縁頬えりほに八十右衛門が坐し、郡代の左々三五右衛門が八十右衛門の右側、小頭の正面に坐る。流人の横列の中央ぐらゐの正面に、目付の吉田内蔵八、その左側に代官の貞方小兵衛が威儀を正している。刀は左側に置く。縁側には御祝儀の鳥目が合に載せられてあり、その脇に郡方書役が控えている。

庄屋屋敷のどこかには、赦免を申渡される流人に付添って来た、預り村々の村役人が控えているのであろうが、それについての記述はない。

赦免を申渡すのは郡方書役である。その詞は記されていないが、「最樹院殿御葬式之記」(文政十三年、「古事類苑」法律部五十二所収)によって大方は察せられよう。一人一人、確認しながら進めて行くのであるが、なかには感激して、よう答えられない者もあったようである。それが終ると、目付から、

流人共、此度御赦免被仰付ニ就テ、為御祝儀鳥目一貫文宛被下之何れも難有頂戴可仕、

との申渡しがあつた。これも前書などに見られるところで、各地共通の言辞が、いつか行き渡るようになっていたといえよう。

ここで大事な役割を果すのは、八十右衛門である。目付の申渡しが終ると、最上座の郡代から八十右衛門に「御引渡申」と言葉がかかると、八十右衛門は「御請申」と答え、さらに「当時暇」の挨拶(大坂出張)をし、その座を立てて庄屋の玄関に出て、供の支度を命じ、小

頭を呼び寄せて、「行列操出」を申し聞け、門のところまで騎乗するのである。

その行列の次第は略すが、鎗持・両掛持(手代とも三人)・草履取、そして下目付・代官(各一人)をうしろに從えて騎乗した八十右衛門であった。ずっと前を見渡すと、先掛りの村役人が先導しているし、ふりかえれば流人預りの村々の庄屋・小役人・村夫がついて来る。赦免流人は前の方に、足軽たちにはさまれて歩いてゐる。そうして印通寺浦に入った。

十

印通寺浦浜使役所の座敷で昼の支度を済ませた八十右衛門は、流人の雑物を一々引合せて船頭に渡し、引取るのを見届け終つてまた行列を繰り出し、艇で乗船した。「今日ヨリ上着マテノ処、謹慎ノ心持ニス、又昼夜共無油断気ヲ配」ると記している。そして、小頭を呼び、「船中用法」を申付け、流人にも用法を守らせるよう、また八十右衛門の申付に違背した者は大坂に着て相應の処分をすると申し聞けることなどを命じてゐる。八十右衛門はまたこうも記している。

上ノ御恥辱ナル事出来不致ル様深く心付可申事肝要也、况ヤ小頭・足軽中へモ其精勤致事、於現懇者、上坂ノ上、御留守居へ申談、可致賞罰事ト申渡置、容易ニ屋形ヨリ不出、仮初ニモ流人共居候処、目モ不付事第一宜也、

かりそめにも流人の収容されているところに目もつけないのがよろしいといふのは面白い記述である。大坂に着いたのは四月二日、七日間の船旅であつた。翌三日は、三軒家より御番所の下の方に船を乗入れ、四日の午前十一時すぎに、大坂松浦邸の目付、宮本喜久右衛門が宝寿丸を尋ねて来た。用件というのは、送還流人の御証文帳記載事項についてであつた。赦を申渡された流人のなかに、すでに病死した



り、罪を犯して死罪に処せられた者が六人いたのであるが、それらについて、その時々大坂・京・奈良・堺それぞれの町奉行所に連絡されていなかったのが問題となったのである。

御赦の対象として名前を掲げられた者がそれ以前に死亡していたということに対する責任の所在を明かにしたいというのである。赦が仰出されてから、該当者の死亡・生存を一々調べては時日が遅るので、赦に値する者は生死の別を問わず書き出し、あとで死亡していたことが分った者については、その縁者に赦の旨を告知するようにという基本方針がある(赦律)のだから、この点についてはさして問題はないのであろうが、京都・奈良・堺などの奉行所から大坂町奉行所を経て配流になった者の死亡届が、大坂町奉行所には提出されたものの、それぞれの奉行所には提出されていなかったというところが問題になったようである。それぞれの奉行所では、大坂町奉行所への請証文だけでは受領できないというのであった。

そのため、四月四日に上陸する予定のところ、四・五日ほど延びそうだということになり、長堀札ノ辻に船を繋留することにした。そこに船がかりのうちに、「上陸入湯」を願う病人(流人)も出たり、引渡し延引ということに不満を持ち、出奔を申合わせる何人かが出たりし、そのために不寝番(足軽四人づつ)をたてるなど、八十右衛門は忙しくなった。「上陸入湯」を松浦屋敷に問合させたところ、船で湯をとらせるようにといわれ、そのための「薪代」や、不寝番のための「夜扶持」三合宛を支給されるなど、さまざまな事務が輻湊した。

十三日になって、近在(大坂町奉行所取扱いということか)の流人だけでなく(七人)引渡しはどうかということになり、二十一日に、髪月代を済ました流人を連れて大坂町奉行所に出頭することになった。

八十右衛門は名札を作った。縦五寸二分、横一寸八分に裁った奉書紙で、中央に「流人警固役人日高八十右衛門」と書き、肩書として、「松浦老岐守家来」を書き添えた。この「何ノ何守家来」と書く

のが本式だと、心得のある士より教わったという。「何ノ何守内」などと書くのは不案内至極なことで、「内」とだけでは、その領分内の百姓でもよいことになる。「家来」と書けば、まず、士分の者であることが明らかになるからだという。

大坂屋敷の留守居役が万事扱ってくれて、八十右衛門は無事に流人引渡を終えることができた。それから一ヶ月後の五月二十一日、二度目の流人引渡し(二人)があったが、残りの三人については、いつという内示もないまま、松浦邸で預ることとし(二十二日)、八十右衛門の一行はようやく上陸することができた。「唐臼部屋」の脇の御組長屋に収容したという。それまでの賄扶持は、八十右衛門の手形で受取っている。船の生活を離れて、さぞ手足を伸ばしたことであろう。そして、五月二十七日、残りの三人の引渡しも終り、八十右衛門の「警固」の任務はようやく終了した。

六月二日に宝寿丸に乗船、十六日に老岐に着き、七月五日に平戸に赴いて奉行衆に届け、家老への「御謁」をも済ませた。

八十右衛門のこの記録のなかに、大坂の役人たちが、自分ら一行のことを、

田舎ノ馬鹿モノト思ハン  
かと心を悩ませ、次いでは、

此方御手数(流入引渡の延引)モ余計ニナルハ、我一人ノ不非迷惑  
ニ、上ノ御恥辱ニモ可成事ト思、

と記してあるのを附記して、この稿を終る。